

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第15回議事要旨

- 1 日 時 平成19年9月4日（火）18:00～20:15
- 2 場 所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、多賀谷構成員、中村構成員、長谷部構成員、村上構成員
鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、
中田政策統括官、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

(1) 主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング（第3回）

社団法人日本民間放送連盟（以下「民放連」という。）、日本放送協会（以下「NHK」という。）、社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「ケーブルテレビ連盟」という。）及び社団法人衛星放送協会（以下「衛星放送協会」という。）から、それぞれ「中間取りまとめ」に対する意見を聴取し、その後意見交換を行った。

ア 民放連

(7) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の中間取りまとめへの意見」（資料2-1）及び「意見書」（資料2-2）に基づき説明。

(4) 意見交換

- 法体系をレイヤー型に転換すべきという意見が通信事業者を中心に寄せられているが、このような賛成意見についてはどのように考えるか、また、地上放送については既に伝送インフラ規律たる電波法とコンテンツ規律たる放送法の二層のレイヤー型構造になっているとも言えるが、法体系全体をレイヤー型に転換することによってどのような不都合が発生すると考えるかとの質問に対して、情報責任を持って情報提供を行う放送事業者と、そもそも他者の情報を運ぶことが基本となる通信事業者とは考え方が違って当然であり、既に二層構造といっても現行のように所有規制があった上でのコンテンツ規制であることとは違って、コンテンツをレイヤー化した法体系ではコンテンツの直接的な審査が行われることが懸念されるとの回答が民放連よりあった。
- 中間取りまとめが示した通信・放送の総合的な法体系について、著作権法など他の法律との整合性が不明確、レイヤー型法体系はコンテンツ規制が避け難い、新聞のネット利用が進む中、将来新聞が規制対象となる懸念があるとの意見が民放連よりあった。
- 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」には「レイヤー型」の文字はないが、本研究会ではレイヤー型のほかにどのような法体系の選択肢が検討された

のかとの意見が民放連よりあった。

- 基幹放送に関連して、BS放送については現状より規制をできるだけ緩和し、CS放送とともに自由な事業展開を認めるべきとの意見があるが、そのような意見についてはどのように考えるかとの質問に対して、レイヤー型の法体系を導入しないと規制緩和が実現しないわけではなく、社会的な影響力でコンテンツ規制を類型化することについては、強い危惧を抱かざるを得ないとの意見が民放連よりあった。
- NHKについては今後どうあるべきと考えるかとの質問に対して、NHKと民間放送の二元体制を維持した方が国民生活にとって利点が多いとの回答が民放連よりあった。
- 「有害コンテンツの排除は、関係事業者による自主的な取り組みに委ねるべき」とのことだが、事業者自身が自主的な取組には限界があるとしていることについてどう考えるかとの質問に対して、現在法律はあるが実効性が発揮できないのであり、新たな法律をつくれれば何とかなるという問題ではないとの回答が民放連よりあった。
- 有害情報等のサイバー空間における問題は、情報法的な法体系の議論ではなく、サイバー空間の拡張による社会生活の変化という発想からの議論が必要との意見が民放連よりあった。
- 現在及び今後の基幹放送の概念として維持すべき要件は何かとの質問に対して、「言論報道機関として健全な民主主義の発達に最も重要な強い世論形成機能を有し、地域住民の生活に必要な不可欠な情報を総合的にあまねく提供する一方、災害など非常時における主要な情報伝達手段としての機能」との中間取りまとめの表現により基幹放送の概念がほぼ言い表されているとの回答が民放連よりあった。
- 現在民放連に加盟している放送事業者の放送はすべて基幹放送に該当するのかとの質問に対して、現状は基幹放送として機能しているとの回答が民放連よりあった。
- 電波を使用しない新たな基幹放送並みのサービスが今後出現する可能性はあるとの指摘に対し、緊急時対応やユニバーサルサービスを提供する役割を国家として担わせたメディアを維持しておいた方がよいとの意見が民放連よりあった。
- 基幹放送を県ごとの地域文化の担い手として位置付けていくべきとの意見が民放連よりあった。
- 「中間取りまとめ」では、メディアサービスの分類の尺度として社会的影響力が用いられているため、それを誰が判断するのかという観点から、番組内容に行政が直接的に介入することを認めるものと感じられるとの意見が民放連よりあった。
- 「経営基盤の強化に資するような規制緩和は歓迎する」とあるが、この規制緩和

和とは何かとの質問に対して、放送法改正案でのマスメディアの集中排除原則の緩和は大変支持しており、また、割り当てられた周波数帯の中で放送事業者自らが自由に様々なサービスが提供できることも歓迎すべき点との回答が民放連よりあった。

- 電波の規制緩和により基幹放送が新たな融合サービスに乗り出すときには、融合法制において、既存の放送事業者とベンチャービジネスが公正に競争できるような仕組みを作る必要があるとの意見が構成員よりあった。
- コンテンツのレイヤー化による規制については、「特別メディアサービス」だけでなく「公然通信」を含むインターネットに対するコンテンツの直接的な審査が行われることも危惧しているとの意見が民放連よりあった。

イ NHK

(7) 説明内容

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会ヒアリングご説明資料」（資料3-1）及び「意見書」（資料3-2）に基づき説明。

(イ) 意見交換

- 情報通信法制を技術中立的なものとすることは意義のあることだが、レイヤー型法体系への転換の賛否については、各レイヤーの定義や規律の仕組みにより判断すべきであるとの意見がNHKよりあった。
- 「情報内容に対する規律は、憲法で保障された表現の自由との関係において、社会的機能や社会的影響力があることをもって一般的に正当化されるものではなく、仮に認められるとしても極めて例外的に許容されるもの」との意見を提出されているが、例外的に許容される場合としてどのような場合が想定できるかとの質問に対して、例外が認められるとしても十分かつ多角的な検討が必要との趣旨であり、特に具体的なイメージを持っているわけではないとの回答がNHKよりあった。
- NHKは、新たな法体系の下でも公共放送として位置付けられることが重要とのことだが、仮に今回のような法体系に転換した場合、現行のNHKのBS放送や国際放送、今後予定している番組のインターネット配信サービスは、すべて「特別メディアサービス」として位置付けるべきか、それとも一部については「一般メディアサービス」又は「公然通信」として、規制を緩和・撤廃すべきと考えるかとの質問に対して、「中間取りまとめ」における分類が必ずしも明確でないため判断しかねるとの回答がNHKよりあった。
- 情報環境の変化の中で、電磁的な手段による情報流通に関する法制の組み立て方の議論と同時進行でNHKの位置付けを検討することが適切と考えるとの意見がNHKよりあった。

ウ ケーブルテレビ連盟

(7) 説明内容

「ケーブルテレビの事業の概要について（通信・放送の総合的な法体系に関する研究会）」（資料４－１）及び「意見書」（資料４－２）に基づき説明。

(イ) 意見交換

- ケーブルテレビは、概ね「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有し、総合的、かつ有機的な事業を行っているとのことだが、レイヤー型の法体系へと転換することについては、賛成か反対かとの質問に対して、１００％良いか悪いかは言えないが、決定的に問題であるということはないとの回答がケーブルテレビ連盟よりあった。
- ケーブルテレビは「特別メディアサービス」と同等の機能と性格を有しているとのことだが、これはケーブルテレビを「特別メディアサービス」にすべきだという意見か、自由な事業展開を行う上では、むしろ「一般メディアサービス」や「公然通信」に位置付けられる方が有利だと思うがどう考えるかとの質問に対して、一つの会社すべてが「特別メディアサービス」会社になることを期待しているわけではなく、現在行っている三種類のコンテンツサービスについて、一事業者に対して一括りのメディア規律とするのか、三つそれぞれの規律をかけるのか、サービス提供に問題が起こらないようなまとめ方をしてほしいとの回答がケーブルテレビ連盟よりあった。
- ケーブルテレビにおける違法チューナー、STBの不正利用等の行為を規制すべきとのことだが、不正競争防止法など、現行の規制で何か不十分な部分があるのかとの質問に対して、現在は取締りといっても、例えば違法チューナーをオークションから外してもらうような個別対策しかできないので、米国のシグナル窃盗罪のような法律が日本でもできないものかと考えるとの回答がケーブルテレビ連盟よりあった。
- 地上波の地域性と地域公共放送との関係についてどのように整理しているかとの質問に対して、地域公共放送とは、地上波の再送信ではなく、地域情報、行政情報、防災情報の送信を指しており、県域民放よりメッシュの細かいものを提供するのでお互いに重複せず、住民にとってはプラスになっているのではないかとの回答がケーブルテレビ連盟よりあった。
- P波地震警報については、地域コミュニティチャンネルではなく、新たな音声サービスの提供により展開されるとの紹介がケーブルテレビ連盟よりあった。
- ケーブルテレビのネットワークは、閉鎖網としての利点があるとともに、他のネットワークと接続するサービスも可能であり、これらを使い分けていくことにより視聴者にとって有益性が増すとの意見がケーブルテレビ連盟よりあった。

エ 衛星放送協会

(ア) 説明内容

「多チャンネル放送の現状」(資料5-1)及び「意見書」(資料5-2)に基づき説明。

(イ) 意見交換

- レイヤー型の法体系への転換について、基本的な方向性としては賛成との意見が衛星放送協会よりあった。
- プラットフォーム機能に対して規律を設け、そのオープン性を確保することについて、例えば、現在国会に提出されている放送法改正案の中にある有料放送管理業務の制度化について、どう評価しているかとの質問に対して、有料放送管理業務については、個人情報保護の観点、個人との契約の問題において考えるものであり、委託事業者とスカパーとの間では、自主的なプラットフォームガイドラインという形で現在機能させているとの回答が衛星放送協会よりあった。
- 衛星放送事業者は、比較的小規模な事業者が多いが、ケーブルテレビ事業者やIPTV事業者と取引を行う際に不利な立場に立たされることはないかとの質問に対して、規模の問題ではなく、配信したい事業者数と収容できる事業者数とに乖離があるので買い手市場になっているとの回答が衛星放送協会よりあった。
- 市場原理ではなくプラットフォームガイドラインを介して事業が行われることで事業展開上何か不都合はあるかとの質問に対して、今年ガイドラインを改定したばかりであり、今後うまく機能するかが事業者にとって重要との回答が衛星放送協会よりあった。
- 委託放送や電気通信役務利用放送の場合、プラットフォームで著作権処理が行われることが自然かとの質問に対して、現在権利者団体とは衛星放送協会として一つの基準に基づき契約しているが、それをプラットフォームに集約する必然性があるかについては検討する必要があるとの回答が衛星放送協会よりあった。

(2) 次回会合

平成19年9月19日(水)18:00より開催。議題は、「主要関係事業者・団体等からの公開ヒアリング(第4回)」。

以上